

## 【農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します！】

令和8年7月19日をもって現在の農業委員および農地利用最適化推進委員の任期が満了するため、農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	18名	28名
募集条件	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者
主な業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・総会、各種会議、研修会への出席</li><li>・現場活動(農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など)</li><li>・毎月の農業委員会定例会への出席(農地法に係る農地の権利移動、農地転用等の農業委員会の権限に係る許可などの審議、承認)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・総会、各種会議、研修会への出席</li><li>・現場活動(農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動など)</li></ul>
報酬	会長 (月額) 31,500円 会長職務代理者 (月額) 24,500円 委員 (月額) 21,000円 ※活動実績に応じて能率給あり(1,000円/時間)	(月額) 16,000円 ※活動実績に応じて能率給あり(1,000円/時間)
共通事項	<p>●推薦を受ける者・応募する者の資格要件</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は委員となることはできません。</p> <p>ア. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ. 法令により兼職が禁止されている者その他公務遂行上適当と認められない者</p> <p>●任期 3年間(令和8年7月20日～令和11年7月19日)</p> <p>●推薦者の要件 農業者または農業者組織などの代表</p> <p>●選考方法 書類選考後、書類選考通過者を対象に面接</p> <p>●応募状況の公表 法令の定めにより、推薦・応募の申込書に記載された事項はさぬき市ホームページで公表しますので、あらかじめご了承ください。(住所、電話番号等法令に定めない事項は除く)</p>	
申込方法	推薦書または応募申込書に必要事項を記入し、下記添付書類を添えて、農業委員会事務局へ持参または郵送 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"><li>・推薦を受ける者または応募する者の住民票(発行後3ヶ月以内)</li><li>・推薦を受ける者または応募する者が認定農業者である場合、もしくは所属する法人が認定農業者である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し</li></ul>	
受付期間	2月2日(月)から3月2日(月)まで (平日 8:30～17:15) ※郵送の場合は3月2日(月)必着 ※推薦・応募用紙は農業委員会事務局で配布します。また、ホームページからもダウンロードできます。	
提出先	〒769-2195 さぬき市志度5385番地8 さぬき市農業委員会事務局	

【問】農業委員会事務局 ☎(087)894-9212

## 【STOP! 野生鳥獣のエサ場づくり】

近年、イノシシやサルなどの野生鳥獣による農作物被害が増えています。

収穫後に畑や庭に残った野菜や果実は、鳥獣にとって格好のエサです。これを放置すると、「エサ場」として覚えて、農地に近づきやすくなり、被害が広がります。寄せ付けないように対策していきましょう。

- 対策
- ①収穫後の野菜や果実は放置せず、処分しましょう。
  - ②収穫しない果樹は伐採・管理しましょう。
  - ③無意識の餌付けを防ぎましょう。



【問】農林水産課・さぬき市鳥獣害対策協議会 ☎(087)894-1116